

高知市出張理容及び出張美容衛生管理指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、出張理容及び出張美容に関する衛生の確保及び向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張理容 理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師（理容師法第11条の2の規定による確認を受けた理容所の開設者又は当該理容所に所属する理容師を除く。以下同じ。）が理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。
- (2) 出張美容 美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師（美容師法第12条の規定による確認を受けた美容所の開設者又は当該美容所に所属する美容師を除く。以下同じ。）が美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。

(届出)

第3条 出張理容を行おうとする者は、あらかじめ出張理容届（第1号様式）により高知市保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出なければならない。

2 出張美容を行おうとする者は、あらかじめ出張美容届（第2号様式）により保健所長に届け出なければならない。

(衛生管理責任者の設置)

第4条 出張理容又は出張美容（以下「出張理容等」という。）を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容等に従事させるときは、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認及び従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師の資格を有する者又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くものとする。

(出張理容等を行う者の講ずべき衛生上必要な措置)

第5条 出張理容等を行う者は、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領（平成19年10月4日健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）の規定による衛生措置を講じなければならない。

(変更の届出)

第6条 出張理容等を行う者は、第3条の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ出張理容又は出張美容届出事項変更届（第3号様式）により保健所長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第7条 出張理容等を行う者は、第3条の規定により届け出た出張理容等を廃止したときは、速やかに出張理容又は出張美容廃止届（第4号様式）により保健所長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

高知市保健所長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名)

出張理容届

次のとおり出張理容を実施したいので届け出ます。

出張理容を 行う場所	所在地		
	施設名		
出張理容期間			
対象人員			
出張理容業務 対象者 (該当する番号を ○で囲んでくださ い。)	1 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者 2 婚礼その他の儀式に参列するため、その儀式の直前に理容を行う者 3 司法警察職員等の求めのあつた被疑者等 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業に 係る施設に入所している者		
出張理容 を行う 理容師	氏 名		
	生 年 月 日		
	理容師 免許	登 録 番 号	第 号
		登 録 年月日	年 月 日
衛生管理責任者 (常時2人以上の 理容師を出張理容 に従事させる場 合)	住 所		
	氏 名		
	生年月日		

添付書類

- 1 出張理容を行う理容師の理容師免許証の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）
- 2 衛生管理責任者の理容師免許証の写し及び理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）

高知市保健所長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名)

出張美容届

次のとおり出張美容を実施したいので届け出ます。

出張美容を 行う場所	所在地		
	施設名		
出張美容期間			
対象人員			
出張美容業務 対象者 (該当する番号を ○で囲んでくださ い。)	1 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者 2 婚礼その他の儀式に参列するため、その儀式の直前に美容を行う者 3 司法警察職員等の求めのあった被疑者等 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業に係る 施設に入所している者		
出張美容 を行う 美容師	氏 名		
	生 年 月 日		
	美容師 免許	登 録 番 号	第 号
		登 録 年月日	年 月 日
衛生管理責任者 (常時2人以上の 美容師を出張美容 に従事させる場 合)	住 所		
	氏 名		
	生年月日		

添付書類

- 出張美容を行う美容師の美容師免許証の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）
- 衛生管理責任者の美容師免許証の写し及び美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）

高知市保健所長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名)

出張理容又は出張美容届出事項変更届

次のとおり出張理容届又は出張美容届の記載事項を変更したいので届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 出張理容を行う理容師を変更する場合は、変更後の出張理容を行う理容師の理容師免許証の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）
- 2 出張美容を行う美容師を変更する場合は、変更後の出張美容を行う美容師の美容師免許証の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）
- 3 出張理容の衛生管理責任者を変更する場合は、変更後の衛生管理責任者の理容師免許証の写し及び理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）
- 4 出張美容の衛生管理責任者を変更する場合は、変更後の衛生管理責任者の美容師免許証の写し及び美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類の写し（原本と照合するため原本を持参すること。）

第4号様式

年 月 日

高知市保健所長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名)

出張理容又は出張美容廃止届

次のとおり出張理容又は出張美容を廃止したので届け出ます。

出張理容又は出張美容 を 行 う 場 所 (所在地・施設名)	
出張理容又は出張美容 期 間	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	